

第 4 3 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年12月17日(月) 機構本社 602～603 会議室	
委員	篠原焔夫(弁護士)、清水義彦(大学教授)、毛利栄征(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度第2四半期の1者応札の状況について 2. 平成30年度第2四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 平成30年度第2四半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について 	
	委 員	機構事務局
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度第2四半期の1者応札の状況について 2. 平成30年度第2四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認をしたいが、例えば3番の案件、1者応札となった原因は何かというところで分析をしているが、参加資格業者のランクを1ランク落とした範囲まで入札可能とすると書いてあるが、こういうことは可能なのか。 ・ちょっと自由度があるということなのか。そうすると、ほかの業種についてもそういうことも検討した上で1者応札になったという理解でいいか。 ・潜水士の手配をしないと実施できないという案件で、昨年度は複数応札があったということだが、これはそういう業種が今年度だけ集中したということなのか。それとも潜水士を抱えているところが少なくなってしまったということなのか。 ・工事規模が小さいと利益が上がらない。だから何か 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来ならば発注標準があり各等級に応じてとなるが、業者数を確保できないような場合は、その下位等級若しくは上位等級を合わせて参加資格に設定することもできる。 ・参加可能業者が相当数あれば、実際はその等級で参加資格を定めている。 ・潜水士の資格者がいる会社もあれば、潜水士を手配して作業をする会社もある。今の時期どうも手配が難しいというような状況がある。またダムのワイヤーの取りかえなど水深がかなり深くなった場合は、肺への影響を緩和するための特殊な設備や資格の方も限定されてくるので、そういったところが影響していると思う。 ・2年前から集約発注ということで、発注業務の合理化も含めて、業

	<p>少し補修とか管理の業務を抱き合わせたり規模をちょっと大きくするという、そんな工夫はやられたことはあるか。</p> <p>・集約化で業者側からみると受けられるというのと、機構のほうでできる範囲というのは大体整合するのか。</p> <p>・色々分析もされているということだが、予算を確保しないと複数年契約はできないということなのか。</p>	<p>者から見て利益が上がる仕事、現場の小さい工事を大きくして、まずは1,000万オーダー、それから昨年度は2,000万オーダーである程度集約はしている。逆にいろいろな工種を入れることによって参加業者が少なくなるというような場合もあり、その辺は各現場に応じていろいろ工夫してやってもらっているところ。</p> <p>・複数年契約でももらったほうが良いという方、いろんな工種組み合わせられて金額は上がるけれども、得手不得手があるので、余り別な工種は組み合わせてもらいたくないという方、逆に言うと類似の工種であれば歓迎ですという方と色々話は聞いている。</p> <p>・そのとおり。</p>
<p>3. 平成30年度第2四半期における随意契約に関する点検について</p>	<p>・4番の案件で緊急性というが、これは定期的に調査はやっていないのか。ある程度想定できる場合というのもあり得る。ふだんからこういう事を考えていないのか。</p> <p>・この調査、日本基礎技術株式会社ということだが、この会社にいつも依頼しているのか。</p> <p>・落札率100%だが、これはもうこの調査費用というのは決まっているのか。</p>	<p>・毎日漏水量の調査はしており、状況についてはずっと監視していたが、今回いつもと違う漏水量が見られたので、今回の緊急調査を行った。</p> <p>・26年とか、前年度、リボーリングしたときにも一緒に漏水量調査をやっており、直近の状況をわかっており、ダムの中身の狭い状況等も全部わかっているのだから、この会社に依頼するのが一番効率的であると判断して依頼した。</p> <p>・この業務を進めながら内容を決めて、実際やっている内容で見積もりを出してもらい、その積み上げで協</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほど示してもらったトリガーのように水量が上がっているところをもって異常だろうというふうに判断されたということだが、これは専門家の意見を聞かないと随意契約には持ち込めないということか。 	<p>議している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そういうルールがあるわけではないが、専門家というのは、実際は機構のOBで、当時の建設・設計に直接携わっており、矢木沢ダム設計の構造の内容を詳しく知っている方。グラウト等当時の施工の状況等も踏まえて、漏水の原因はどこにあるかというところをある程度推察してもらい、どういう形で調査したらいいのか色々なアドバイスをもらった。
<p>4. 新規随意契約案件について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約理由の説明は理解できているが、唯一の社であるという表現がちょっとひっかかる。目的を達成できるというよりも、要求する項目があって、それに対して対応できる業者がリスクアウトされた上で判断されるのではないかと思うのだが。 ・要するにこれだけ多くのデータがあるから、この会社が一番適切なのだという、そういう趣旨であれば、そう書いてもらわないと。唯一というのは、ほかにもいろんな業者はあるけれども、一番データが多く入っていて、信頼できるこの業者だと、そういう意味なのか。 ・随意契約理由の表現を、どこが最も適切だというふうな理由をつけたものに修正してもらえばいい。口頭で説明いただいているので、そういう面では了承し 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録されているのが企業で約 17 万社、それと技術者数でも 176 万人、実績だけでも 672 万件のデータベースということで、非常に膨大なデータをもう既に蓄積されているような状態であり、各公共機関なんかもここを活用して参加資格等の確認をしているということなので、ここが今考えられる唯一の団体というふうに考えている。 ・技術情報の提供システムについては、農業土木関係のシステムもあるが、ただデータは圧倒的に今説明したとおりの状況である。表現で適切でない部分があったとすれば、改めて整理したいと思う。

たということでもいい。

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明（内線 2251）

技術管理室担当課長 足達 謙二（内線 4631）